

つくば市における大規模工事用総合評価方式の
試行に関する運用ガイドライン

令和8年（2026年）4月

つくば市

はじめに

つくば市では、「つくば市における総合評価方式（特別簡易型）の試行に関する運用ガイドライン」（以下、「特別簡易型ガイドライン」という。）を策定し、工事規模や技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績に基づく技術力等と価格により評価を行う特別簡易型による総合評価方式で実施しているところである。

一方、つくば市では人口の増加に伴う学校建設工事や、老朽化した公共施設の長寿命化改修工事等の大規模工事の発注が増加しており、より高い技術力や工事品質の確保が求められている。また、大規模工事においては、これまで以上に長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることが必要である。

これらの課題を受け、本書では大規模工事においても総合評価方式を導入するにあたり、総合評価方式の試行に際しての運用ガイドラインを示したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の試行結果等を踏まえ、改善を図っていく予定である。

目 次

1	大規模工事中用総合評価方式の試行に関する運用ガイドラインの概要	
(1)	大規模工事中における総合評価方式の趣旨	1
(2)	対象工事	1
(3)	総合評価方式の種類	1
2	総合評価方式の実施手順	2
3	大規模工事中における総合評価方式の適用の目安	3
4	評価基準の設定	
(1)	評価項目一覧	4
(2)	評価項目と配点（基本形）	5
(3)	評価項目と評価基準	7
(4)	評価の方法	10
5	評価基準の基本例	
(1)	市内業者のみを入札参加者とする場合	11
(2)	市外業者を含め入札参加者とする場合	16
6	技術資料の審査・評価	
(1)	審査の方法	21
(2)	技術審査委員会の構成	21
(3)	具体的な評価の流れ	21
(4)	施工計画の評価について	21
(5)	技術提案の評価について	22
7	評価内容の担保と技術提案等の保護	23
(1)	ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点等）	23
(2)	技術提案等の保護	23

（令和6年（2024年）4月1日策定）

（令和7年（2025年）3月12日改定）

（令和8年（2026年）4月1日改定）

1 大規模工事に用総合評価方式の試行に関する運用ガイドラインの概要

(1) 大規模工事における総合評価方式の趣旨

つくば市では、学校建設工事等の大規模な工事の発注にあたり、適切な発注方法の研究を行うなど、入札方法を検討してきた。

大規模工事における総合評価方式では、地域貢献度や企業や技術者の能力に加え、施工計画や技術提案に基づいて評価される技術力と価格の総合評価を行い、品質の確保及び向上ができる企業を選定することを目的としている。

なお、本書に記載されていない事項は、特別簡易型ガイドラインによるものとする。

(2) 対象工事

予定価格が10億円以上（消費税及び地方消費税）の工事から選定する。

(3) 総合評価方式の種類

①特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な小規模な工事において、施工の確実性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績評定等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

②簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績評定等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

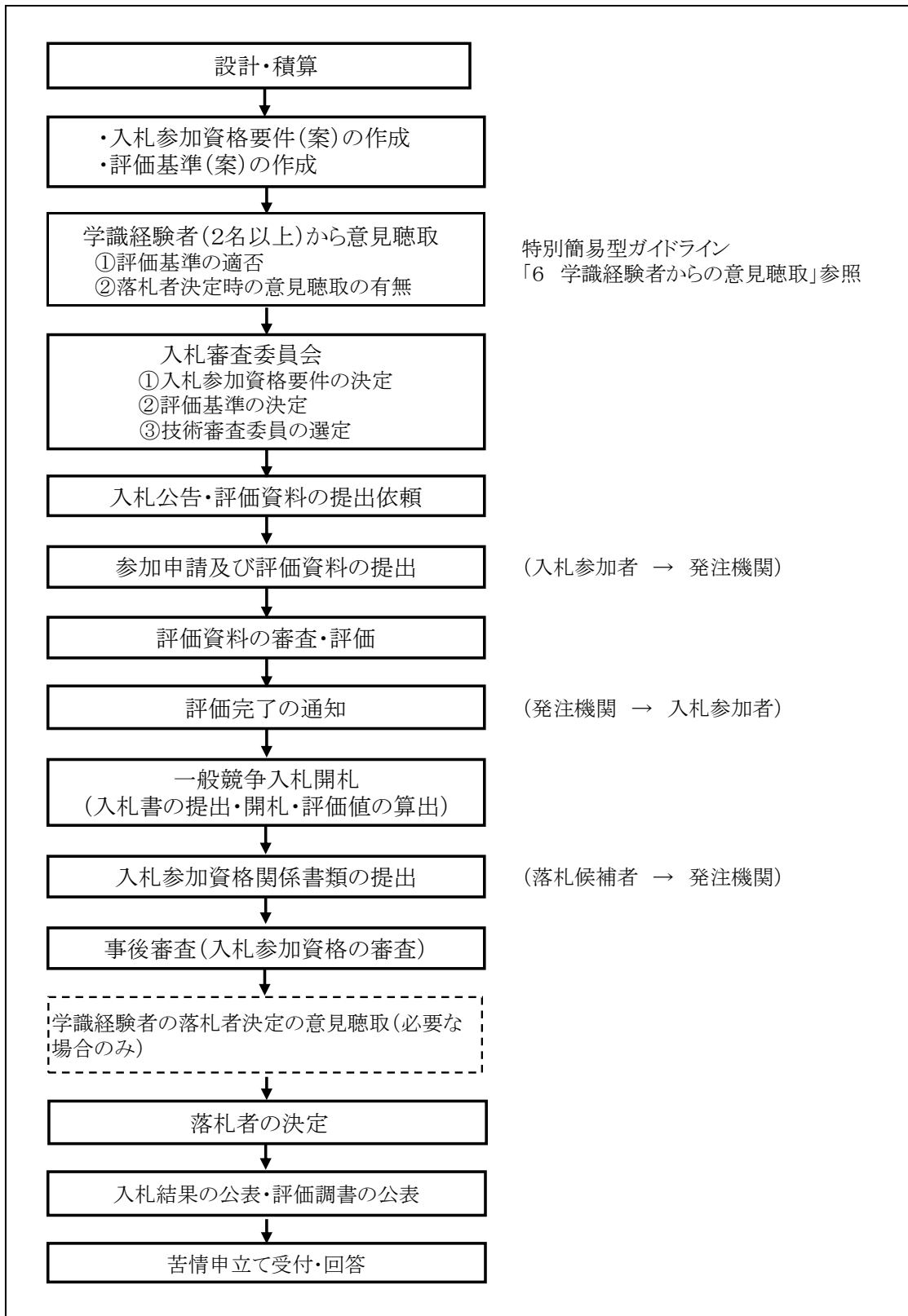
③標準型

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

④高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストの観点から、高度な技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

2 総合評価方式の実施手順 簡易型及び標準型



3 大規模工事における総合評価方式の適用の目安

大規模工事において、総合評価方式の実施にあたり適用する工事の選定及び簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかを適用するかについては、当該工事の特性（規模、技術的難易度、施工上の課題等（社会的要請への対応、総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能の向上））を考慮のうえ、下記を参考に選択する。ただし、施工上の課題等があまりないと認められる場合には、特別簡易型を適用することができる。

①特別簡易型を適用する工事

技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事で、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事。

②簡易型を適用する工事

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事で、かつ、施工上の課題等があり施工者の経験や体制及び施工方法等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事。

③標準型及び高度技術提案型を適用する工事

以下の一に該当する工事であって、市長が必要と認める工事とする。

- ア 工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに関し、入札参加希望者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）により、品質に相当程度の差異が生じると認められる工事
- イ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等の社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札参加希望者の提示する性能等によって、対策の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事
- ウ 入札参加希望者の提示する性能等によって、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事

4 評価基準の設定

総合評価方式では、価格と価格以外の要素を同じ尺度に換算し評価することとなるので、評価基準に何を設定し、どう評価するかが重要となる。

発注機関は、評価基準の設定にあたり、当該工事の種類や条件などを勘案し、工事実施によって影響を受ける周辺住民や、整備される公共施設の利用者、ひいては市民にとって価格以外の要素でメリットのある基準の設定に配慮するものとする。なお、評価基準の内容や数について制限は設けませんが、メリットがもたらされる期間や対象範囲、影響など様々角度からの検証・考慮を行い、評価項目や配点を設定することとする。

また、評価基準の設定にあたっては、必要な程度を超えて厳しい条件を設定することの無いよう個別の工事の特性に応じ技術的観点から必要な条件を具体的に設定することとする。

(1) 評価項目一覧 (◎基本項目、○選択項目、－対象外)

評価項目		市内型			市内外型		
		特別簡易	簡易	標準	特別簡易	簡易	標準
企業の施工能力	工事成績	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	企業の施工実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	優良工事の受賞	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	完全週休2日制促進工事の施工実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎
配置予定技術者の施工能力	配置予定技術者の施工経験	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	配置予定技術者の保有資格	○	○	○	○	○	○
	登録基幹技能者の配置	○	○	○	○	○	○
地域貢献度	災害協定締結の有無	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地域活動（ボランティア）の実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	女性又は若手技術者の配置	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	企業の新規雇用実績	○	○	○	○	○	○
	つくば市消防団への入団状況	○	○	○	○	○	○
地域精通度	地域内拠点の有無	－	－	－	◎	◎	◎
施工計画	工事内容等に応じて2～3項目の課題を設定	－	◎	－	－	◎	－
技術提案	工事内容に応じて求める技術提案	－	－	◎	－	－	◎
その他	各工事で設定する独自要件	○	○	○	○	○	○

(注) 市内型：市内事業者のみを入札参加者とする場合

市内外型：市外事業者を含め入札参加者とする場合

◎基本項目：総合評価方式の基本となる項目

○選択項目：当該工事において、条件の合った評価項目がある場合、設定ができる項目

(2) 評価項目と配点 (基本形)

①市内型の配点

評価項目		市内型		
		特別簡易	簡易	標準
企業の施工能力	工事成績	3.0	3.0	3.0
	企業の施工実績	1.0	1.0	1.0
	優良工事の受賞	2.0	2.0	2.0
	完全週休2日制工促進事の施工実績	1.0	1.0	1.0
配置予定技術者の施工能力	配置予定技術者の施工経験	1.0	1.0	1.0
	配置予定技術者の保有資格	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
	登録基幹技能者の配置	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
地域貢献度	災害協定締結の有無	1.0	1.0	1.0
	地域活動(ボランティア)の実績	1.0	1.0	1.0
	女性又は若手技術者の配置	1.0	1.0	1.0
	企業の新規雇用実績	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
	つくば市消防団への入団状況	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
地域精通度	地域内拠点の有無	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
施工計画	工事内容等に応じて2～3項目の課題を設定	—	6.0	—
技術提案	工事内容に応じて求める技術提案	—	—	18～38
その他	各工事で設定する独自要件	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
合計		11.0～ 17.0	17.0～ 23.0	29.0～ 55.0

②市内外型の配点

評価項目		市内外型		
		特別簡易	簡易	標準
企業の施工能力	工事成績	3.0	3.0	3.0
	企業の施工実績	1.0	1.0	1.0
	優良工事の受賞	2.0	2.0	2.0
	完全週休2日制工促進事の施工実績	1.0	1.0	1.0
配置予定技術者の施工能力	配置予定技術者の施工経験	1.0	1.0	1.0
	配置予定技術者の保有資格	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
	登録基幹技能者の配置	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
地域貢献度	災害協定締結の有無	1.0	1.0	1.0
	地域活動（ボランティア）の実績	1.0	1.0	1.0
	女性又は若手技術者の配置	1.0	1.0	1.0
	企業の新規雇用実績	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
	つくば市消防団への入団状況	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
地域精通度	地域内拠点の有無	1.0	1.0	1.0
施工計画	工事内容等に応じて2～3項目の課題を設定	—	6.0	—
技術提案	工事内容に応じて求める技術提案	—	—	18～38
その他	各工事で設定する独自要件	— (1.0)	— (1.0)	— (1.0)
合計		12.0～ 17.0	18.0～ 23.0	30.0～ 55.0

(3) 評価項目と評価基準

①工事成績評定

過去の当該発注工事と同一業種（29業種）の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値（小数点以下切り捨て）により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2年度（ただし、評価対象工種によってはこの限りではない。）に完成したつくば市発注の同一業種の工事とする。

なお、対象となる評定点がない場合は評価点を0点（評価点65.0点）とみなす。

共同企業体による入札参加の場合においては、共同企業体の各構成員の評価対象評価点評定のすべてを平均した（小数点以下切り捨て）によって評価する。

なお、代表構成員又は構成員のいずれかに評価対象の評定点がない場合は、当該構成員の評定点を65.0点とみなし、平均値を算出する。

【評価対象業種（29業種）】

土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート工事、石、屋根、電気、管、タイル・レンガ・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体

②企業の施工実績

同種工事又は類似工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10年度（ただし、評価対象工種によってはこの限りではない。）において完成した一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録された同種工事及び類似工事を標準とする。

ただし、これらについては当該工事の条件等に応じて変更できるものとする。

③優良工事の受賞

国、茨城県又はつくば市の建設業者表彰（共同企業体の構成員としての受賞を含む）の受賞の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5年度における受賞とする。なお、国、県又はつくば市で同年に表彰を受けた場合は、各々を1回として評価する。

共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの受賞実績でよい。

④完全週休2日制促進工事の施工実績

つくば市が発注した完全週休2日制促進工事における施工実績の有無で評価する。評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2年度におけるいずれかにおいて完成した工事の「完全週休2日制促進工事における履行実績取組証」がある場合とする。

⑤配置予定技術者の施工経験

同種工事又は類似工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10年度（ただし、評価対象工種によってはこの限りではない。）において完成したCORINSに登録された同種工事及び類似工事を標準とする。

ただし、これらについては当該工事の条件等に応じて変更できるものとする。

⑥配置予定技術者の保有資格

配置予定技術者の保有する資格により評価する。

評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定める。

⑦登録基幹技能者の配置

当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。

評価の対象は、登録基幹技能者の配置であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。職種を複数指定した場合は、いずれかの職種の配置でよい。

⑧災害協定締結の有無

つくば市との災害時の応急対策活動協定の締結の有無で評価する。

当該事業者がつくば市と応急対策活動協定を締結した団体の会員であることを確認できる場合とする。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑨地域活動（ボランティア）の実績

つくば市内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2年度において実績のある場合で、国、茨城県又はつくば市が管理する社会資本（道路、水路、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。

ただし、つくば市が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑩女性又は若手技術者の配置

当該工事における主任（監理）技術者又は現場代理人として女性又は若手技術者の配置の有無で評価する。評価の対象は、女性技術者又は入札公告日時点で35歳未満の若手技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3月以上継続して雇用関係がある者とする。

また、主任技術者又は監理技術者については、当該工事の主任技術者又は監理技術者の資格を有する女性又は若手技術者（有資格者）を配置する場合に評価する。

評価の対象とする主任（監理）技術者の資格要件は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1項第2号、同法第15条第1項第2号に規定する資格とする。

⑪企業の新規雇用実績

従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2年度の開始日以降に、正規雇用（原則、企業で定める就業規則の所定労働時間がフルタイム勤務で、期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3月以上継続雇用している実績が有る場合とする。

また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とし、雇用後の職種や勤務地・居住地の限定はしないが、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。

なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑫つくば市消防団への入団状況

つくば市消防団の団員の雇用の有無により評価する。

評価の対象は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3月以上継続して雇用関係がある者とする。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかでよい。

⑬地域内拠点の有無

本店又は支店等（建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。

評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定める。

⑭施工計画

現場状況の把握や施工上の課題対応など具体的な2～3項目の課題を定め、対応策の提出を入札参加者より求め評価する。

⑮技術提案

施工上の課題に関する技術提案を入札参加者より求め評価する。技術提案の内容は施工方法等に関するもので、市民にとって最も有利となる調達が可能な提案を期待でき、且つ民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から工事の特性に応じて定める。

(4) 評価の方法

評価方法については、評価項目の特性を踏まえて、数値方式による定量的な評価、又は判定方式による定性的な評価を行う。

なお、評価項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には失格として、競争参加資格がないと認めることができる。

また、特に重要視する評価項目については、評価方法に1位満点方式を採用すること等により重要性を反映させることができるものとする。

①数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

②判定方式

数値が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判断基準を設け、競争参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式。この場合、例えば3階層（優／良／可）での判定では、標準的に優に該当するものに満点、良に該当するものにはその50%、可は最低点を付与するものとする。

③1位満点方式

評価項目の性能等の最高数値の者に満点を与え、その他の者には按分して算出した点数を付与する方式。

5 評価基準の基本例

評価基準の基本となる例を以下に示す。実際の評価基準等は、工事内容や入札参加要件等を勘案し、必要に応じ以下の基本例を修正の上、設定すること。

(1) 市内業者のみを入札参加者とする場合[市内型]

①特別簡易型[市内型]

評価項目	配点	評価基準	評価点
<p>ア 工事成績評定</p> <p>過去の工事成績評点（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）の平均点により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、〇〇年4月1日から〇〇年3月31日までに完成したつくば市発注の全ての〇〇工事とする。</p> <p>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</p>	3.0点	82点以上	3.0点
		81点以上82点未満	2.5点
		80点以上81点未満	2.0点
		79点以上80点未満	1.5点
		78点以上79点未満	1.0点
		78点未満又は評価対象工事無し	0点
<p>イ 優良工事の受賞</p> <p>直前5年度間における国、茨城県又はつくば市の建設業者表彰の受賞（共同企業体の構成員として受賞した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）の有無により評価する。</p> <p>評価の対象は〇〇年度から〇〇年度までにおける受賞とする。</p>	2.0点	4回以上の受賞有り	2.0点
		3回の受賞有り	1.5点
		2回の受賞有り	1.0点
		1回の受賞有り	0.5点
		受賞無し	0点
<p>ウ 災害協定締結の有無</p> <p>参加申請の締切日現在におけるつくば市との災害時の応急対策活動協定の締結の有無で評価する。</p> <p>当該事業者がつくば市と応急対策活動協定を締結した団体の会員であることを確認できる場合とする。</p>	1.0点	協定の締結有り	1.0点
		協定の締結無し	0点

<p>エ 地域活動（ボランティア）の実績</p> <p>つくば市内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、〇〇年度及び〇〇年度において実績のある場合で、国、茨城県又はつくば市が管理する社会資本（道路、水路、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。</p> <p>ただし、つくば市が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。</p>	1.0点	「5回以上」かつ「各年度1回以上」の実績有り	1.0点
		「2回以上5回未満」かつ「各年度1回以上」の実績有り	0.5点
		上記以外	0点
<p>オ 完全週休2日制促進工事の施工実績</p> <p>つくば市が発注した完全週休2日制促進工事における施工実績（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、〇〇年4月1日から〇〇年3月31日に完成した工事の「完全週休2日制促進工事における履行実績取組証」がある場合とする。</p>	1.0点	履行実績有り	1.0点
		履行実績無し	0点
<p>カ 企業の施工実績</p> <p>同種工事又は類似工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成したCORINS登録済の公共工事とする。</p> <p>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</p>	1.0点	【同種工事】 同一契約内で〇〇以上の〇〇工を含む〇〇工事の実績有り	1.0点
		【類似工事】 同一契約内で〇〇以上〇〇未満の〇〇工を含む〇〇工事の実績有り	0.5点
		上記以外	0点
<p>キ 配置予定技術者の施工経験</p> <p>同種工事又は類似工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工</p>	1.0点	【同種工事】 同一契約内で〇〇以上の〇〇工を含む〇〇工事の経験有り	1.0点

<p>した経験（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成したCORINS登録済の公共工事とする。</p> <p>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</p>		<p>【類似工事】</p> <p>同一契約内で〇〇以上〇〇未満の〇〇工を含む〇〇工事の経験有り</p>	0.5点
		上記以外	0点
<p>ク 女性又は若手技術者の配置</p> <p>当該工事における主任（監理）技術者又は現場代理人として女性又は若手技術者の配置の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、女性技術者又は入札公告日時点で35歳未満の若手技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3月以上継続して雇用関係がある者とする。</p>	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する女性又は若手技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		女性又は若手技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		女性又は若手技術者の配置無し	0点
合 計	11.0点		

②簡易型[市内型]

①特別簡易型[市内型]の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※①特別簡易型[市内型]に同じ	【同左】
イ 優良工事の受賞	2.0点		
ウ 災害協定締結の有無	1.0点		
エ 地域活動（ボランティア）の実績	1.0点		
オ 完全週休2日制促進工事の施工実績	1.0点		
カ 企業の施工実績	1.0点		
キ 配置予定技術者の施工経験	1.0点		
ク 女性又は若手技術者の配置	1.0点		
ケ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 課題①□□□に関する留意点と対策について (1) △△・・・△△ (2) △△・・・△△ (3) その他の工夫 課題②□□□に関する留意点と対策について (1) △△・・・△△ (2) △△・・・△△ (3) その他の工夫 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	6.0点	<p>【1位満点方式】 評価点=6.0点(満点)×(当該競争参加者の採点点数)÷(競争参加者の内の最高の採点点数) (少数点第2位以下切り捨て)</p>	満点 6.0点
		不可と評価された場合には入札参加を認めない。	失格
合計	17.0点		

③標準型[市内型]

①特別簡易型[市内型]の基本例に、『技術提案』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※①特別簡易型[市内型]に同じ	【同左】
イ 優良工事の受賞	2.0点		
ウ 災害協定締結の有無	1.0点		
エ 地域活動（ボランティア）の実績	1.0点		
オ 完全週休2日制促進工事の施工実績	1.0点		
カ 企業の施工実績	1.0点		
キ 配置予定技術者の施工経験	1.0点		
ク 女性又は若手技術者の配置	1.0点		
ケ 技術提案 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	18.0点 ～ 38.0点	【1位満点方式】 評価点=（満点）×（当該競争参加者の採点点数）÷（競争参加者の内の最高の採点点数） （少数点第2位以下切り捨て）	満点 18.0点 ～ 38.0点
		不可と評価された場合には入札参加を認めない。	失格
合計	29.0点 ～ 55.0点		

(2) 市外業者を含め入札参加者とする場合

①特別簡易型[市内外型]

評価項目	配点	評価基準	評価点
<p>ア 工事成績評定</p> <p>過去の工事成績評点（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）の平均点により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、〇〇年4月1日から〇〇年3月31日までに完成したつくば市発注の全ての〇〇工事とする。</p> <p>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</p>	3.0点	82点以上	3.0点
		81点以上82点未満	2.5点
		80点以上81点未満	2.0点
		79点以上80点未満	1.5点
		78点以上79点未満	1.0点
		78点未満又は評価対象工事無し	0点
<p>イ 優良工事の受賞</p> <p>直前5年度間における国、茨城県又はつくば市の建設業者表彰の受賞（共同企業体の構成員として受賞した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）の有無により評価する</p> <p>評価の対象は〇〇年度から〇〇年度までにおける受賞とする。</p>	2.0点	4回以上の受賞有り	2.0点
		3回の受賞有り	1.5点
		2回の受賞有り	1.0点
		1回の受賞有り	0.5点
		受賞無し	0点
<p>ウ 災害協定締結の有無</p> <p>参加申請の締切日現在におけるつくば市との災害時の応急対策活動協定の締結の有無で評価する。</p> <p>当該事業者がつくば市と応急対策活動協定を締結した団体の会員であることを確認できる場合とする。</p>	1.0点	協定の締結有り	1.0点
		協定の締結無し	0点

<p>エ 地域活動（ボランティア）の実績</p> <p>つくば市内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、〇〇年度及び〇〇年度において実績のある場合で、国、茨城県又はつくば市が管理する社会資本（道路、水路、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。</p> <p>ただし、つくば市が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。</p>	1.0点	「5回以上」かつ「各年度1回以上」の実績有り	1.0点
		「2回以上5回未満」かつ「各年度1回以上」の実績有り	0.5点
		上記以外	0点
<p>オ 完全週休2日制促進工事の施工実績</p> <p>つくば市が発注した完全週休2日制促進工事における施工実績（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、〇〇年4月1日から〇〇年3月31日に完成した工事の「完全週休2日制促進工事における履行実績取組証」がある場合とする。</p>	1.0点	履行実績有り	1.0点
		履行実績無し	0点
<p>カ 企業の施工実績</p> <p>同種工事又は類似工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成したCORINS登録の公共工事とする。</p> <p>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</p>	1.0点	【同種工事】 同一契約内で〇〇以上の〇〇工を含む〇〇工事の実績有り	1.0点
		【類似工事】 同一契約内で〇〇以上〇〇未満の〇〇工を含む〇〇工事の実績有り	0.5点
		上記以外	0点

キ 配置予定技術者の施工経験 同種工事又は類似工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）により評価する。 評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成したCORINS登録済の公共工事とする。 【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	【同種工事】 同一契約内で〇〇以上の〇〇工を含む〇〇工事の経験有り	1.0点
		【類似工事】 同一契約内で〇〇以上〇〇未満の〇〇工を含む〇〇工事の経験有り	0.5点
		上記以外	0点
ク 女性又は若手技術者の配置 当該工事における主任（監理）技術者又は現場代理人として女性又は若手技術者の配置の有無で評価する。 評価の対象は、女性技術者又は入札公告日時時点で35歳未満の若手技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3月以上継続して雇用関係がある者とする。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する女性又は若手技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		女性又は若手技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		女性又は若手技術者の配置無し	0点
ケ 地域内拠点の有無 つくば市内に本店又は支店等（建設業法に基づく営業所に限る。）を置き、2年以上経過している場合に評価する。	1.0点	つくば市内に本店を有する	1.0点
		つくば市内に支店等を有する	0.5点
		上記以外	0点
合 計	12.0点		

②簡易型[市内外型]

①特別簡易型[市内外型]の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※①特別簡易型[市内外型]に同じ	【同左】
イ 優良工事の受賞	2.0点		
ウ 災害協定締結の有無	1.0点		
エ 地域活動（ボランティア）の実績	1.0点		
オ 完全週休2日制促進工事の施工実績	1.0点		
カ 企業の施工実績	1.0点		
キ 配置予定技術者の施工経験	1.0点		
ク 女性又は若手技術者の配置	1.0点		
ケ 地域内拠点の有無	1.0点		
コ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 課題①□□□に関する留意点と対策について (1) △△・・・△△ (2) △△・・・△△ (3) その他の工夫 課題②□□□に関する留意点と対策について (1) △△・・・△△ (2) △△・・・△△ (3) その他の工夫 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	6.0点		
		不可と評価された場合には入札参加を認めない。	失格
合計	18.0点		

③標準型[市内外型]

①特別簡易型[市内外型]の基本例に、『技術提案』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※①特別簡易型[市内外型]に同じ	【同左】
イ 優良工事の受賞	2.0点		
ウ 災害協定締結の有無	1.0点		
エ 地域活動（ボランティア）の実績	1.0点		
オ 完全週休2日制促進工事の施工実績	1.0点		
カ 企業の施工実績	1.0点		
キ 配置予定技術者の施工経験	1.0点		
ク 女性又は若手技術者の配置	1.0点		
ケ 地域内拠点の有無	1.0点		
コ 技術提案 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	18.0点 ～ 38.0点		
		不可と評価された場合には入札参加を認めない。	失格
合計	30.0点 ～ 55.0点		

6 技術資料の審査・評価

(1) 審査の方法

主管課長は、入札参加者から提出された施工計画又は技術提案に係る技術資料の評価について、つくば市技術審査委員会（以下、「技術審査委員会」という。）に諮り、入札参加者の技術評価点を決定するものとする。

なお、技術審査委員会の会議は非公開とする。

(2) 技術審査委員会の構成

技術審査委員会は、委員長及び委員を含め、原則5名以上で構成する。

委員は、工事の種類や条件等から主管課長が選定し、つくば市入札審査委員会における審査を経て、決定するものとする。

技術審査委員会は組織する者の半数以上の者の出席をもって成立する。

(3) 具体的な評価の流れ

主管課長及び当該工事を担当する複数の職員により施工計画又は技術提案に係る技術資料の実務的な審査を行い、技術審査委員会にて審査し評価を決定する。

技術審査委員会の会議の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(4) 施工計画の評価について

対象工事における施工の確実性、安全性、周辺環境への配慮等が着実に確保される施工計画を評価するため、下記の点を考慮して評価を行う。

① 発注工事の施工や現地状況等に特有する施工上の課題点を具体的に提示し、課題点に関して入札参加者が考える施工上の留意点の着目度と対策方法の提案内容をもって評価する。なお、必要に応じ、施工計画に対するヒアリングを実施することがある。

② 提示した課題において、評価上の着目点（評価ポイント）を事前に設定する等評価基準を明確化しておく。なお、発注者が事前に設定した評価ポイント以外に、課題に対して入札参加者独自に着目した留意点についても、品質確保上有益と認められるものは同等に評価の対象とする。

③ 評価は、施工計画書の記載内容について、課題ごとに「優・評価なし・不可」の判定を行うこととする。

記載内容は効果が高く、施工上の優れた具体的な対策提案があるものを「優」と判定する。

また、記載内容が標準的な提案や、失格とまでは言えないが記載要領等を満たしていないものを「評価なし」と判定する。

なお、課題に関して、記載内容が白紙であるもの、明らかに法令違反や安全性が欠如した提案を含むもの等は「不可」と判定し、工事の施工に当たり不適格であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとする。

- ④ 評価点は、課題ごとの「優・評価なし・不可」の判定により付与された採点点数の合計値から、1位満点方式により評価点を算定することを基本とする。
- ⑤ 施工計画の審査は、公正を期すため業者名称等をマスキングして行う。

(5) 技術提案の評価について

対象工事に求められる社会的要請への対応、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能を満足する技術提案を評価するため、下記の点を考慮して評価を行う。

- ① 対象工事に求められる社会的要請への対応、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の観点から、求める技術提案項目を設定し、提案内容について性能等の確保、施工の確実性・安全性、材料の品質、周辺環境への影響及び総合的な経済性等を審査して評価を決定するものとする。

なお、技術提案の審査及び評価にあたっては、全ての入札参加者の技術提案に共通の基準で行うこととし、特定の技術提案の評価に特定の方法を用いないものとする。

また、審査及び評価にあたっては、必要に応じて学識経験者等から意見を聴くことができるものとするが、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、意見を聴取する相手方及びその方法に留意するものとする。

- ② 提示した技術提案項目について、発注者が提示する標準案と入札参加者の技術提案内容を対比させて評価を行う。審査の結果、技術提案内容が標準案と同程度と判断されたものは「不採用」と判定し、技術提案を採用しない。
- ③ 技術提案が「不採用」となった場合は、標準案に基づく施工を行う意思を表明したときに限り、入札参加できるものとする。なお技術提案が白紙であるもの、内容が無関係であるもの、明らかに標準案を満たさないものや法令違反等を含むものは「不可」と判定し、工事の施工に当たり不適格であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとする。
- ④ 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行うものとする。ヒアリングは評価精度を高めるために行う他、併せて配置予定技術者の専門技術力、当該工事の理解度や取組姿勢、コミュニケーション能力等に関して評価することも可能とする
- ⑤ 技術提案の審査は、公正を期すため業者名称等をマスキングして行う。

7 評価内容の担保と技術提案等の保護

(1) ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点等）

計画等どおりの履行が為されなかった場合は、下記表のとおり工事成績評定点を減ずる措置等を行う。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

評価項目	工事成績評定点の減点
施工計画の評価	－ 5 点
技術提案	－ 5 点

(2) 技術提案等の保護

入札に参加する者から技術提案等を求める場合、技術提案等自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることの無いようにすること。また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いようにすることなど、公務員の守秘義務等に則り、その取り扱いについて適正に対応すること。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなくつくば市が発注する工事に無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札公告等でその旨を明らかにすること。なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(3) 評価内容の担保

簡易型、標準型又は高度技術提案型の発注にあたっては、特記仕様書に責任の所在や評価内容の担保について明示することとする。

(参考) 特記仕様書の記載例

施工計画書に関する特記仕様書 (責任の所在等) 第1条 発注者が施工計画書を適正と認めたことにより、当該施工計画書に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。 2 性能等にかかわる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う場合がある。 (評価内容の担保) 第2条 受注者は、施工計画書の提案内容について履行義務を負う。 2 施工計画書の提案内容を実現するための契約締結後の変更契約は認めない。 3 施工計画書どおりの履行が為されなかった場合は、工事成績評定点を減ずる措置等を行う。 なお、施工計画書に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。
--